

「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても原発の安全性は確保されていない。関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町)の運転を認めない」という福井地裁の14日の仮処分決定は、新規制基準の不備を鋭く指摘し、原子力規制委員会による新規制基準の「適合」をすこに原発を再稼働させようとする政府や電力会社にノーを突きつけたものです。

(原発)取材班

新規制基準「信頼失っている」

司法が断罪 だけの欠陥

安倍政権はこれまで、新規制基準を「世界で最も厳しい規制基準」として「規制委が再稼働を求めるとして」表明し、新規制基準に「適合」した原発を次々に再稼働させる姿勢です。高浜原発3、4号機は3月、規制委の審査は新規制基準にもつなげられなかった。昨年7月に「適合」とされた九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県薩摩川内市)に続く審査自体を否定し、しかし、今回の決定「基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれがある」ともいえるような厳格な内容を盛り込んでいると、あると解すべき」と指摘した上で、「基準は合理性を欠く」と断じました。

新規制基準 緩やかにすぎ、これに適合しても原発の安全性は確保されていない。合理性を欠く

地震の想定 基準地震動は信頼を失っている。基準地震動を超える地震が到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにすぎない

安全の考え方 基準地震動を下回る地震によって外部電源が断たれ、主給水ポンプが破損する恐れがある。第1陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となる備えの在り方は、多重防護の意義からはずれる

使用済み核燃料プール 格納容器のような堅固な施設によって閉じ込められていない。深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとに、この対応は成り立っている

事故時の拠点となる重要免震棟 設置が予定されているのに、猶予期間が設けられている。地震は人間の計画、意図と無関係に起こる以上、このような規制方法に合理性がない

4/16 五旗



①福島第一原子力発電所、4号機1号機再稼働の審査をめぐり、規制委の審査員が井筒を中立入の集まり

想定する地震の最大の揺れ「基準地震動」が「信頼を失っている」といえる。2005年に降った四つ目の原発で5回も基準地震動を超えた事実がある。核燃料プールの危険性を重大視、堅固な施設を建設し、必要がないとする「みならず理論面でも信頼性を失っている」と指摘。想定を上回る地震が来ないという関電の主張は「根拠に乏しい楽観的見通しにすぎない」と批判している。

安全監視を批判 一方で、決定は、東京電力福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料プールの危険性を重大視、堅固な施設を建設し、必要がないとする「みならず理論面でも信頼性を失っている」と指摘。想定を上回る地震が来ないという関電の主張は「根拠に乏しい楽観的見通しにすぎない」と批判している。

国民の危惧に答える判断 新設大学 立石 雅昭名誉教授 かつて、日本における原発の歴史において、この10年足らずの間に想定した地震動を超える揺れに5回も見舞われたという事実があります。実際には、宮城県東北地方女川原発で、東北地方太平洋沖地震の余震などでも想定を超える揺れに見舞われていたので、過去12年の間に計7回です。

また、決定の「事実及び理由」では、高浜原発では、その設置許可時から何度も基準地震動が引き上げられましたが、



新設大学 立石 雅昭名誉教授

決定は、原発の稼働に危険と不安を抱く多くの国民・住民の声に正面から向き合った歴史的な判断といえます。

決定を下す根拠として、各地の原発の稼働申請に対する審査の基準と

新規制基準は福島第一原発事故の原因究明が尽くされていないと批判している。決定は「原発の安全性確保には多岐にわたる問題点を審査していない」と、住民の避難計画を審査の対象にしないなど多くの問題点を欠陥が指摘されています。司法の場でもその欠陥が浮き彫りにされました。

政府も電力会社も今回の決定を強く受け止め、再稼働を断念すべきです。